

新たに酒類小売業免許を 取得されたみなさまへ



—酒類小売販売のプロになりませんか—

この度は、酒類小売業免許を取得され、おめでとうございます。

様々な場面で、きっとあなたのお役に立つ

酒類小売業者のもっとも身近なパートナー「小売酒販組合」をご案内します。

● 全国で行われる酒類販売管理研修の8割が小売酒販組合です



酒類販売管理研修は、酒類の適切な販売管理の確保を目的とした法定研修です。

遵守すべき法律、販売場に対する表示や掲示、年齢確認の徹底、商品の保存管理等、研修の内容は多岐に渡ります。適切な販売管理の確保にあたるため必ずご受講ください。

● 法律に基づく団体として行政と連携

小売酒販組合は、酒類業組合法に基づき設立された酒類小売業者のための団体です。財務省や国税庁などの中央省庁、税務署の施策への協力など緊密な連携、協力関係を持った活動を行っています。



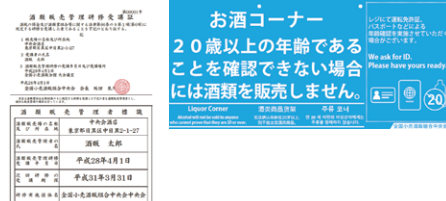
● 地域との繋がりが《生まれ》・《深まる》活動

小売酒販組合は、地域の中心的存在として、地域に根差した様々な社会貢献活動をしています。事業規模、事業形態に関わらず、酒類小売業者が地域のなかで行う活動は、組合員同士はもちろん、地域住民との繋がりをつくります。街のためにできることを—それが私たちの思い。私たちらしさです。



● 法律で定められた各種表示等の周知・徹底

20歳未満の者の飲酒防止の観点から、酒類を扱う販売場では様々な表示や掲示の義務があります。小売酒販組合では、これら法律の周知や適切な指導や、組合員からの相談を受け付けているほか、みなさまの一番身近なコンサルタントとして、各種手続きをサポートしています。



● 業界の発展のために《いま》私たちができること

全国小売酒販組合中央会、連合会、小売酒販組合では、全国一丸となり組合員の声を立法院、行政府に届ける活動をしています。

平成26年6月「健全な飲酒環境の整備に関する請願」採択

平成28年5月「酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律」成立



お問い合わせ・加入のお申し込みは